

1. 趣旨

「地域活性研究」は、地域活性に関する理論的・実証的研究の成果を広く内外に発信していくために地域活性学会が刊行する学術雑誌である。本論文集は、地域課題の理論的・実証的解明と地域活性の理論・手法の構築をもって、地域活性に寄与することを目的とする。地域の課題は多様であり、その解決のためには、学際、実務双方の視点が必要不可欠である。そのため、地域課題、地域活性という本題をめぐって、様々な分野からのアプローチを歓迎する。また、様々な立場からの共同研究も歓迎する（国、自治体、研究者、企業等との共同研究など）。

2. 本誌が取り扱う研究分野・内容

地域社会の振興・活性化や地域課題の解決等に関する研究には、大別して、事象や取り組み等を学問的新規性の観点から論じる「学術研究」と、現実的・実践的な手法や解決策等の実現に主たる関心を持つ「実務研究」の2分野がある。両者は相互に関連しており、それぞれの研究から得られる知見を共有し融合することによって、より実践的な学術知の創出につながるとの考えから、この2分野を本誌が取り扱う研究分野・内容と定義する。

この異なる目的を持つ2つの分野は並列に扱われるとともに、知見を交換し合い、切磋琢磨しあって発展すべきものでもある。もちろん、社会では双方が必要とされているものであり、本誌のみならず本学会活動の両輪となるべきものである。

3. 投稿区分

本学会の研究目的として掲げる「地域活性に関する学術研究の高度化」と「地域活性に関する実践的研究の促進」に貢献するという視点から、論文の種類を次の4区分とする。

・学術研究論文：学術的な新規性に主たる関心を示すもの

研究対象となる事象や取り組み等を、学問的背景や知見に基づき学術的に解明するものであり、学術的に新たな知見を明示する論考を含み、一般的、普遍的な理解や論理構成を有するもの。論旨が一貫し、学術的成果として一定の結論を得る段階に至っていることが望ましい。

・実務研究論文：現実的・実践的な手法や解決策等に主たる関心を示すもの

研究対象となる事象や取り組み等を現実的・実践的に実行し、達成し、又は解決を図る手法や方策等を主に実務的視点から記述するもの。

事象や取り組み等の記述に加え、同様の事象や取り組み等を再現・実施するために必要な、十分な説明・記述がなされていることが望ましい。

* 「実務研究論文」の書き方についてはこちらを参照

・ 学術研究ノート：学術研究の萌芽段階・途中段階にあつて重要な知見を扱うもの

学術研究の萌芽段階や研究の途中段階における研究成果が対象で、将来的に学術研究論文への発展が期待されるもの。学術研究論文とするには時間がかかる場合や、萌芽段階での顕著な知見が得られ、早期の公表が望ましいと判断する場合等は、本区分に投稿されることを薦める。

・ 事例報告：新規性が高く速報する価値のある事象や取り組み等を詳述し紹介するもの

研究対象となる事象や取り組み等について、詳細に説明・記述したものであり、事象や取り組み等の記録・紹介・応用等を目的としたもの。実務研究論文に求められる詳しい分析、考察は必要なく、事例の詳述度合いや新規性、また速報性を重視する。

投稿する際は、いずれかの投稿区分を選択しなければならない。投稿受理後は、原則として投稿区分の変更は認められない。なお、編集委員会が投稿区分の変更が適当と判断した場合は、その限りではない。

(4) 原稿作成上の注意

- ・原稿は指定フォームに従って作成すること。分量は指定フォーム10ページ以内(表紙含む)とする。図表等も本文中に配置し、レイアウト編集を行ってページ数等の調整を行うこと。
- ・指定フォーム(Microsoft Word ファイル)は本学会HPよりダウンロードし使用すること。標題、段落構成、参照文献、その他の原稿作成に係る記載様式(書き方)については、以下のとおりとする。指定フォーム中の指示・注意事項に従い、構成すること。

和文タイトル MS ゴシック、太字 12pt

英文タイトル MS ゴシック 10pt

氏名(所属) MS 明朝 10pt

英文氏名(所属) MS ゴシック 10pt

要旨 和文 300字以内、MS 明朝 10pt

キーワード 和文、5つ以内、MS ゴシック 10pt

本文

基本設定

余白 上下 20mm、左右 18mm

段組 2段組

1行の文字数 25字

1段の行数 45行

フォント 日本語 見出し MSゴシック、太字 10pt

本文 MS明朝 10pt

English : Times New Roman 10pt (見出しは bold)

句読点 、。

数字 半角英数

頁数 10頁以内(図表含む)

電子フォーマット Microsoft Word (doc, docx)

構成

以下のように、見出し、中見出し、小見出し、の順に段下げを行うこと。

見出し (MSゴシック 10pt)

1.中見出し (MSゴシック 10pt)

(1)小見出し (MSゴシック 10pt)

(2)小見出し (MSゴシック 10pt)

2.中見出し (MSゴシック 10pt)

これ以上の階層が必要な場合は、階層区分が明確になるよう留意し記載すること。

「謝辞」等は任意。論旨部分とは区分して記載のこと。

「註」は、記述の先頭に 1)、2) の形式で番号をふり、記載する。

「引用・参考文献」は、[1]、[2] の形式で番号をふり、著者名、発表年、論題、論文名、巻号、ページの順に記載する。

(5) 審査

・投稿された論文は、原則査読者2名による審査を行い、論文誌編集委員会の審議を経て掲載可否を決定する。

・審査・審議の結果は投稿者に通知され、その際に、著者に原稿内容の訂正、追加・削除を要求することがある。著者は期日までに指摘の事項に関して回答し、加筆修正後の原稿を再提出をしなければならない。

・審査、審議又は再提出後の審議の後、予め定められた期日までに、投稿者に対し掲載可否の通知を行う。掲載可となった場合は、指定する期日までに、最終的な修正を施した掲載用原稿を提出すること。この際の修正は、誤字脱字等の軽微な修正に限られ、データの修正・追加や論旨の変更、新たな説明や記述の追加・変更は認められない。

・掲載用原稿提出以降は、原稿の加筆・修正等の変更はできない。

・投稿者は、二重投稿や剽窃等、論文投稿に係る不正行為について十分に注意し、そうした不正行為がないようにしなければならない。そうした行為が発覚した場合には、投稿論文の受理の取り消し、審査の拒否、掲載取り消し等の処分を行うことがあるので、十分に注意すること。

・論文不正については、意図せず不正行為に及ぶ場合も少なくない。自己剽窃（自身の論文等から参照を明示せずにデータ等を転載すること）や二重投稿（他書誌への同時投稿や掲載論文等の再投稿）、無断転載（公刊物等から他者のデータや記述等を、参照を明記せずに使用すること）等は安易に不正行為に及ぶ可能性が高く、特に留意が必要である。論文不正に関する詳細は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のHP等を参照のこと。

（6）投稿資格

本学会会員とする。共著の場合も、共著者全員が学会員であることが必要です。なお、投稿時に入会申し込み中であれば、非会員でも投稿できます。

（7）著作権

掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。本誌に掲載された記事が無断で複製、転載、翻訳、翻案してはならない。著者が論文の全部または一部を複製、転載、翻訳、翻案することは差し支えないが、その旨を論文誌編集委員会に書面で通知するものとする。

（8）別刷り（印刷物）

本誌はWEB上で公開され、書籍での発行は行っていない。書籍等紙媒体での発行を希望する場合は、論文誌編集委員会に連絡すること。

【追補】不正行為とその取扱いについて

1. 不正行為の種類

- (1) 捏造：存在しない架空のデータ、研究結果等を偽造すること。
- (2) データ改ざん：研究活動によって得られた結果等を都合のいいよう加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者の考え、データ、研究結果等を無断で、若しくは引用元を明記することなく使うこと。
- (4) 剽窃：研究者の論文や著書等の文章、データ、図表等を無断で、若しくは引用元を明記することなく使うこと。
- (5) 自己剽窃：自分の論文や著書等の文章、データ、図表等を引用したことを、明記することなく使うこと。
- (6) 二重投稿：同じ原稿または内容の大半が同様の原稿を、複数の学会誌等に投稿すること。ただし以下の刊行物は、二重投稿の判断の対象とはならない。
 - ① 研究大会発表論文、国際会議発表論文 ② 卒業論文、修士論文、博士論文
 - ③ ディスカッションペーパー、ワーキングペーパーなど、正式な出版物として出版する前の研究参考資料としてまとめたもの。
 - ④ 科研費などの研究報告書 ⑤ その他、編集委員会が認める刊行物

2. 不正行為に対する措置

- (1) 不正行為の疑義が生じた、若しくは不正行為と認められた場合には、編集委員会で速やかに不正行為の有無についての確認を行う。
- (2) 編集委員会は、投稿者から事情を聴取した上で、不正行為の有無について事実認定を行う。
- (3) 不正行為が認定された場合には、投稿者に対して、以下のすべてまたは一部の措置を取ることがある。
 - ① 当該論文の受付・掲載決定を撤回する。すでに本学会誌に掲載された論文については、掲載を撤回し、その旨を本学会ホームページで公表する。
 - ② 当該論文の著者の新規投稿を、不正行為に対する措置が決定した日から一定期間受理しない。
 - ③ 本学会の会員からの除名または役員からの解任あるいは双方とも措置を検討するよう、論文誌編集委員会として、会長または理事会に意見具申する。
 - ④ 必要に応じて関係機関等（二重投稿先、投稿者の所属機関、盗用・剽窃された論文等の筆者など）への通知を行う。